

別紙 1

関市・武儀郡 4 町村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関市・武儀郡 4 町村合併協議会規約(以下「規約」という。)

第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、関市・武儀郡 4 町村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、関市・武儀郡 4 町村合併協議会の会長(以下「会長」という。)

の指示を受け、関市・武儀郡 4 町村合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項及びその他合併に関し必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第 3 条 幹事会は、次の幹事をもって組織する。

(1) 関市、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の助役若しくは助役相当職にある者

(2) 関市の総務部長

(役員)

第 4 条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1 名

(2) 副幹事長 1 名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する事務局(以下「事務局」という。)において処理する。

(専門部会)

第9条 第2条の事務を円滑に行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、別表第1に掲げる部会とし、その委員は、担当分野の部長相当職若しくは課長相当職にある者をもって充てる。

3 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要と認めるときに部会長が招集する。

8 部会長は、会議の議長となる。

9 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

10 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

11 専門部会の庶務は、事務局及び部会長の属する市町村の担当部門が行う。

(分科会)

第10条 第2条の事務を処理するため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会は、別表第2に掲げる分科会とし、その委員は、構成市町村の担当分

野の課長相当職及び課長補佐相当職又は係長相当職にある者をもって充てる。

3 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

4 役員は、分科会の委員のうちから部会長が選任する。

5 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 分科会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が求めるとき、又は分科会長が必要と認めるときに分科会長が招集する。

8 分科会長は、会議の議長となる。

9 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

10 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

11 分科会の庶務は、事務局及び分科会長の属する市町村の担当部門が行う。
(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

総務部会	民生福祉部会	環境経済部会	建設部会
水道部会	議会部会	教育部会	

別表第 2 (第 10 条関係)

部会名	分科会名			
総務部会	秘書広報	企画	電子情報	総務財政
	管財	税務	交通防災	会計
	監査			
民生福祉部会	福祉政策	高齢福祉	児童	市民
	市民健康			
環境経済部会	商工観光	農林	生活環境	
建設部会	都市計画	土木	都市整備	公共用地
水道部会	水道	下水道		
議会部会	議会			
教育部会	教育総務	学校教育	生涯学習	文化
	スポーツ振興	運動公園	学校給食	